

特殊詐欺被害防止電話機等購入費補助制度 申請手順

<p>1 事前相談及び補助金申請</p>	<p>電話機及び機器の購入前に鎌倉市役所 市民安全課へ必ず事前相談を行い、補助金の交付申請手続きを行ってください。 なお、補助金交付申請にあたり、必ず次のものをお持ちください。</p> <p><u>ア 見積書や製品カタログ等の電話機等の販売価格が確認できるものの写し</u> <u>イ ご印鑑(認印で可)</u></p>
<p>2 通知書発行 (交付決定通知書)</p>	<p>書類審査後、通知書(交付決定通知書)を発行いたします。 必ず通知書(交付決定通知書)の有効期間内に対象機器の購入を行ってください。</p>
<p>3 商品購入</p>	<p>購入前に対象となる機能が付いているか、よくご確認ください。</p>
<p>4 電話機等の設置</p>	<p>申請を行った住所地において、電話機等の設置を行ってください。</p>
<p>5 実績報告</p>	<p>次のものをお持ちになったうえで、実績報告を行ってください。 なお、報告は原則申請時と同じ方が行ってください。</p> <p><u>ア 申請者名、品名及び電話機等の購入に係る支払った事実が確認できる書類</u> (領収証原本等) ※ 領収書等は、原則返却しません。 <u>イ 補助金振込先口座の金融機関名、預金種類、口座番号がわかる通帳やキャッシュカードの写し(申請者名義のもの)</u> <u>ウ ご印鑑(認印で可)</u></p>
<p>6 審査・補助金交付確定・補助金の振込み</p>	<p>提出書類の審査後、補助金確定通知書を発行します。 補助金の振込みは、申請時期により、申請から数ヶ月を要しますのでご了承をお願い致します。</p>